

利 用 上 の 注 意

1 調査の目的

商業統計調査は、全国の商業事業所の分布状況や販売活動など、商業の実態を明らかにすることを目的としています。

2 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）及びこれに基づく商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）に基づき実施されたものです。

3 調査期日

平成19年商業統計調査は、平成19年6月1日現在で実施されました。

なお、商業統計調査は、昭和27年に第1回調査が実施され、以後、昭和51年の第13回調査までは2年ごと、昭和54年調査以降平成9年の第20回調査までは3年ごとの実施となり、平成9年以降は、5年ごとに実施するとともに、その中間年（調査の2年後）に簡易な調査を実施しています。簡易調査も含めて、今回の調査（平成19年商業統計調査）で、24回目の調査となります。

4 調査の範囲

調査対象となる事業所は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）による「大分類J - 卸売・小売業」に属する公営、民営の事業所です。この中には、会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）や、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も含まれます。

また、料金を支払って出入りする有料施設内（公園、遊園地、テーマパーク、駅改札内、有料道路内）にある別経営の事業所も調査の対象とします。ただし、前述以外の有料施設内（劇場内、運動競技場内）の事業所は、原則、調査の対象としません。

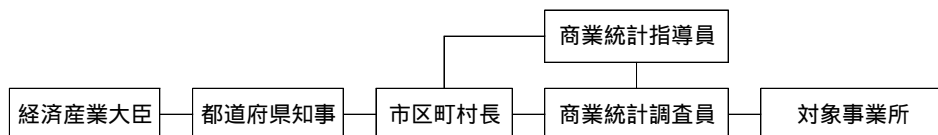
なお、調査期日に休業もしくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象とします。

については、平成19年調査より調査対象としました。

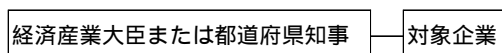
5 調査の経路

商業統計調査の調査経路は次のとおりです。

(1) 対象事業所が自ら調査票に記入する方法（自計方式）による調査員調査方式



(2) 対象企業の本店等が傘下の事業所の調査票を一括作成し、経済産業省または都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式



6 用語の説明

(1) 商業事業所(この報告書では、商業事業所のことを「事業所」と表記しています。)

商業事業所とは、原則として一定の場所を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般に卸売業、小売業といわれる事業所をいいます。

(2) 卸売業

卸売業とは、主として次の業務を行う事業所をいいます。

ア 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

イ 産業用使用者(建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等)に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所

ウ 主として業務用に使用される商品(事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、農業用器具を除く産業用機械、建設材料など)を販売する事業所

エ 製造業の会社が別の場所に経営している自社製品の販売事業所(主として統括的、管理的事務を行っている事業所を除く)。例えば、家電メーカーの支店、営業所が自社製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となります。

オ 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所(修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業ではなく卸売業とします)

カ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所(代理商、仲立業)。なお、代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれます。

(3) 小売業

小売業とは、主として次の業務を行う事業所をいいます。

ア 個人(個人経営の農林漁家への販売を含む)または家庭用消費者のために商品を販売する事業所

イ 産業用使用者に少量または少額に商品を販売する事業所

ウ 商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所(修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とします。)

エ 製造小売事業所(自店で製造した商品をその場所で個人または家庭用消費者に販売する事業所)。例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局などが製造小売事業所となります。

オ ガソリンスタンド

カ 主として無店舗販売を行う事業所(販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売または通信・カタログ販売の事業所)で、主として個人または家庭用消費者に販売する事業所

キ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類します。

(4) 従業者、就業者

平成19年6月1日現在で、実際にその事業所の業務に従事している従業者、就業者をいいます。従業者とは、「個人事業主及び無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは、従業者に「臨時雇用者」、「出向・派遣受入者」を併せ「他への派遣従業者」を除いたものをいいます。

ア 「個人事業主及び無給家族従業者」…「個人事業主」とは、個人経営の事業主で実際にその事業所の業務に従事している人をいいます。また、「無給家族従業者」とは、個人事業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている人をいいます。

イ 「有給役員」…法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている人をいいます。

ウ 「常用雇用者」…「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている人で、次のいずれかに該当する人をいいます。

(ア) 期間を定めずに雇用されている人

(イ) 1か月を超える期間を定めて雇用されている人

(ウ) (ア)、(イ)以外の雇用者のうち、平成19年の4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用されていた人

エ 「臨時雇用者」…常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている人や、日々雇用されている人をいいます。

オ 「出向・派遣受入者」…人材派遣会社など別経営の事業所から派遣されている人をいいます。

カ 「他への派遣従業者」…従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ派遣しているものをいう。

(5) パート・アルバイト等の8時間換算雇用者数

上記(4)ウの「パート・アルバイト等」の人数について、平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したものです。

(6) 年間商品販売額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間のその事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含みます。

なお、本支店間または支店相互間で帳簿上商品の振り替えを行った場合の帳簿仕切額は、卸売販売額として年間商品販売額に含まれます。

(7) その他の収入額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の修理料及び仲介手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額等、商業活動以外の収入額を合計したもので、消費税額を含みます。

(8) 商品手持額、在庫率

商品手持額とは、平成19年3月末日現在で事業所が販売する目的で保有しているすべての手持ち商品の金額をいいます。なお、商品手持額の評価は、原則として仕入れた際の原価によります。

また、在庫率は次の式により算出しています。

$$\text{在庫率} = \text{商品手持額} \div (\text{年間商品販売額} \div 12\text{か月}) \times 100$$

(9) 売場面積（小売業のみ）

平成19年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫、他に貸している店舗（テナント）分等は除く）をいいます。

ただし、牛乳小売業、自動車小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所は売場面積を調査していません。

(10) 事業所の開設年

事業所が現在の場所で事業（卸売・小売業）を始めた年をいいます。

(11) 開業率、廃業・転業率

開業率は、この報告書では、次の式により算出しています。

$$\text{開業率} = [(\text{前回調査期日の翌日から今回調査期日までに開設した事業所数}) \div (\text{前回調査の事業所数})] \times 100$$

年平均開業率は、開業率を1年当りに換算（＝開業率×12か月÷2調査間の月数）したものです。

なお、ここでいう「前回調査」とは、開業率（または廃業・転業率）の算出に際し使用する2調査のうち調査期日が前のもの、「今回調査」とは、後のものをいいます。また、算出に必要な期間よりも広い期間でしか事業所数が把握できない場合は、便宜、必要期間に換算した事業所数を使用しています。

廃業・転業率は、次の式により算出しています。

$$\text{廃業・転業率} = [(\text{前回調査の事業所数} + \text{前回調査期日の翌日から今回調査期日までに開設した事業所数} - \text{今回調査の事業所数}) \div (\text{前回調査の事業所数})] \times 100$$

年平均廃業・転業率は、これを1年当りに換算したものです。

(12) 法人、個人

ア 「法人」...法律の規定に基づき法人格を取得している団体が経営する事業所をいいます。具体的には、株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社、社団法人、財団法人、生活協同組合等が経営する事業所をいいます。

イ 「個人」...法人格を取得せず個人で経営している事業所をいいます。

(13) 単独店、本店、支店

ア 「単独店」...支店を持たない事業所をいいます。

イ 「本店」...他の場所に支店、支社、営業所などの販売事業所を持っている事業所をいいます。なお、主として統括的、管理的事務を行っており、商業（卸売・小売業）行為を行っていない事業所は集計に含まれていませんので御注意ください。

ウ 「支店」...支店の名称を持つ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含みます。

(14) 販売方法

- ア 「現金販売」...現金で商品を販売した場合をいいます。なお、小切手、商品券、プリペイドカード、デビットカードによる販売も含めます。
- イ 「信用販売」...手形による取引、クレジットカードによる販売、クレジットカードを用いない割賦販売、新聞の月極販売等をいいます。

(15) 販売形態（小売業のみ）

- ア 「店頭販売」...店頭で商品を販売した場合をいいます。
- イ 「訪問販売」...訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいいます。
- ウ 「通信・カタログ販売」...カタログ、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、インターネット、郵便振込などの通信手段による購入の申し込みを受けて商品を販売した場合をいいます。
- エ 「自動販売機による販売」...事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいいます。
- オ 「その他」...生活協同組合の共同購入方式や新聞の月極販売、寿司の宅配等、ア～エ以外の販売形態で商品を販売した場合をいいます。

(16) 来客用駐車場、専用駐車場、共用駐車場、収容台数（小売業のみ）

- ア 「来客用駐車場」...平成19年6月1日現在で、事業所が来客の自動車を一時的に保管できる場所をいいます。なお、ガソリンスタンドについては調査を行っていません。
- イ 「専用駐車場」...来客用駐車場のうち、自己所有または契約等により、その事業所が単独で使用できるものをいいます。
- ウ 「共用駐車場」...来客用駐車場のうち、他の事業所等と共同で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明確になっていないものをいいます。
- エ 「収容台数」...満車の状態で収容できる台数をいいます。一日の延べ収容台数ではありません。

(17) フランチャイズ・チェーン加盟事業所、ボランタリー・チェーン加盟事業所、いずれにも加盟していない事業所（小売業のみ）

- ア 「フランチャイズ・チェーン加盟事業所」...他の事業所（フランチャイザー（本部））との間に契約を結び、フランチャイザーの商標や経営のノウハウを用いて、同一イメージのもとに商品の販売等を行っている事業所をいい、コンビニエンスストア、古本屋等にこの例がみられます。
- イ 「ボランタリー・チェーン加盟事業所」...同一業種の事業所どうしで本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行う共同事業に加盟している事業所をいい、食料品スーパーなどにこの例がみられます。
- ウ 「いずれにも加盟していない事業所」...上記ア、イに含まれない事業所で、レギュラー・チェーン（直営店）、自動車メーカーの特約店、家電メーカーの販売店などもこれに含まれます。

(18-1) 商業企業（この報告書では、商業企業のことを「企業」と表記しています。）

商業企業とは、この報告書では、本店（または単独店）が商業事業所である法人のことをいいます。また、商業企業に係る集計（106～107ページ、統計表第14表）で用いている「商業事業所」とは、当該法人に属している商業事業所（本店、支店、営業所等）を、「従業者」とは、「商業事業所」で商業に従事している従業者をいいます。

したがって、統計表第14表には、横浜市外に所在する支店等のデータも含まれています。また、本店が主として統括的、管理的事務を行っており、商業（卸売・小売業）行為を行っていない場合はその企業のデータは集計に含まれていませんので併せて御注意ください。

(18-2)（商業企業の）年間商品仕入総額、年間商品販売総額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の企業内の全商業事業所（国内）における商品の仕入額・販売額をいいます。

なお、自企業内の本支店間、支店相互間の振替移動による取引額は除きます。

(18-3)（商業企業の）電子商取引

電子商取引とは、商取引のうち、物品の受発注に係る業務について一部でもコンピュータを介したネットワーク上（インターネットを含む）で行っていることをいいます。なお、受発注の準備行為に当たる財の購入前調査、見積り、予約、条件交渉等は電子商取引には含まれません。

(19) 町名、町名コード

町名は、調査期日（平成19年6月1日）時点のものを使用しています。

また、各町に対応し、統計表上で使用している3桁の町名コードは、横浜市で設定しているコードです。

(20) 産業分類、商品分類

産業分類とは、産業の種類を体系的に区分したもので、各種統計調査の結果を産業別に公表する際に使用されています。この報告書で使用している産業分類は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）のうち、卸売・小売業に対応する大分類J、中分類49～60、小分類491～609及び細分類4911～6099です。

商品分類とは、商業統計調査の実施主体である経済産業省が産業細分類を更に細分化し作成した分類で、事業所の年間商品販売額の内訳は、この商品分類に基づき回答されています。（商品分類の詳細については108～109ページ「統計表第15表」を参照してください。）

(21) 業種

この報告書の「調査結果の概要」（9～47ページ）で使用している「業種」とは、卸売業においては産業小分類（491～549）、小売業においては産業中分類（55～59）及び産業小分類（601～609）のことをいいます。

7 数値、符号について

(1) 単位未満の数値について

四捨五入を原則としたので、総数と内訳の合計は必ずしも一致しません。

(2) 符号の用法について

次のとおりです。

「 - 」... 該当数値のないもの

「 0 」 「 0.0 」 ... 端数四捨五入による単位未満のもの

「 X 」... 1または2の事業所に関する数値であるため、これをそのまま掲げると、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるので秘匿した箇所です。また、3以上の事業所に関する数値でも、秘匿した1または2の事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所は「 X 」で表しています。

8 時系列比較に際して留意いただきたい点について

(1) 比較対象について

調査結果の時系列比較を行う場合、原則として、平成16年調査（簡易調査）結果を比較対象としていますが、同調査では調査していない項目（商品手持額、事業所開設年、販売方法、販売形態）については、便宜、平成14年調査結果との比較を行います。

(2) 日本標準産業分類の改訂に伴う平成9年調査結果及び平成11年調査（簡易調査）結果の数値の組み換えについて

日本標準産業分類の第11回改訂（平成14年3月7日総務省告示）に伴い、改訂後の定義に合わせて平成9年調査及び平成11年調査（簡易調査）の結果数値を組み替えているため、平成9年公表数値及び平成11年公表数値とは一致しない場合があります。

(3) 平成9年調査結果と平成11年調査（簡易調査）以降の調査結果の比較の際用いる増減率等について

平成11年調査（簡易調査）は、全国すべての事業所・企業を対象とした総務省所管の「事業所・企業統計調査」との同時実施により行われたため、従来の商業統計調査では未把握だった既設の対象事業所が捕捉されました。

このため、この報告書では、平成9年調査と、平成11年調査（簡易調査）以降の調査間の増減率、開業率及び廃業・転業率を算出する場合、当該捕捉事業所を除いたうえで算出していますので御注意ください。

なお、平成11年調査以降、簡易調査においては事業所・企業統計本調査の結果利用を行っているため、各調査間での増減率等の補正は行っておりません。

9 産業分類の決定方法

商業統計調査における事業所の産業分類の決定は、各事業所の年間商品販売額の商品分類別内訳に基づいて行われます。原則的な決定方法は以下のとおりです。

(1) 取扱商品が単品の場合

当該商品の商品分類番号5桁のうち上2桁で産業中分類、上3桁で産業小分類、上4桁で産業細分類を決定します。

(2) 取扱商品が複数の場合

まず、販売している各商品について、商品分類番号5桁のうち上2桁で卸売品目（50～54）と小売品目（55～60）に分類集計し、いずれの販売額が大きいかで卸売業・小

売業の別を決定します。

次に、上で決定した分類（卸売業か小売業）に含まれる商品について、商品分類番号の上2桁で販売額を分類集計し、最も額が大きかった上2桁を当該事業所の中分類（卸売業なら49～54のいずれか1分類、小売業なら55～60のいずれか1分類）とします。

次に、上で決定した中分類（2桁分類）に含まれる商品について、商品分類番号の上3桁で販売額を分類集計し、最も額が大きかった上3桁を当該事業所の小分類（3桁分類）とします。

次に、上で決定した小分類（3桁分類）に含まれる商品について、商品分類番号の上4桁で販売額を分類集計し、最も額が大きかった上4桁を当該事業所の細分類（4桁分類）とします。

10 その他

- (1) 産業小分類559「その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」及び産業細分類5599「その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」については、統計表において、いずれも「その他の各種商品小売業」と表記しています。
- (3) この報告書の数値は、経済産業省から公表される数値と相違する場合があります。